

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

| 法令名 | 宅地建物取引業法施行規則 | 根拠条項 | 資料番号 | 31 | 担当課 | 建築住宅課 |
|--|--------------|------|------------|---------|----------------|-------|
| | | | 第14条の13第1項 | 許認可等の内容 | 宅地建物取引士証の書換え交付 | |
| <p>(宅地建物取引士証の書換え交付)</p> <p>第十四条の十三 宅地建物取引士は、その氏名又は住所を変更したときは、法第二十条の規定による変更の登録の申請とあわせて、宅地建物取引士証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による書換え交付の申請は、宅地建物取引士証用写真を添付した別記様式第七号の四による宅地建物取引士証書換え交付申請書により行うものとする。ただし、住所のみの変更の場合にあつては、宅地建物取引士証用写真は添付することを要しないものとする。</p> <p>3 宅地建物取引士証の書換え交付は、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証と引換えに新たな宅地建物取引士証を交付して行うものとする。ただし、住所のみの変更の場合にあつては、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証の裏面に変更した後の住所を記載することをもってこれに代えることができる。</p> | | | | | | |